様式例４

≪表面≫

親族等特殊関係者に関する申立書

社会福祉法人○○○の理事に就任するにあたり、社会福祉法第４４条第６項に

規定する親族等の特殊関係に関する事項は以下のとおりです。

　　１　役員及び評議員に親族等の特殊関係者はいません。

　　２　私と役員及び評議員との親族等の特殊関係者に該当する者は

以下のとおりです。

　　　　　氏名

　　　　　役職

　　　　　関係

　　　　○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○

　　　　　理事長　○○　○○　殿

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　印

※　評議員の場合は「理事」を「評議員」に、「第４４条第６項」を「第40条第４項及び第５項」に変更すること。

また、監事の場合は「理事」を「監事」に、「第４４条第６項」を「第４４条第７項」に変更すること。

≪裏面≫

【別紙　社会福祉法施行規則　抜粋】

親族等特殊関係人に関する申立書に関する規定

**≪以下は就任する役職・評議員により使用してください。≫**

【理事】社会福祉法施行規則

（理事のうち各役員と特殊の関係にある者）

第2条の10　法第44条第6項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

（１）当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（２）当該理事の使用人

（３）当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

（４）前2号に掲げる者の配偶者

（５）第1号から第3号までに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

（６）当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

（７）第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

【監事】社会福祉法施行規則

（監事のうち各役員と特殊の関係がある者）

第2条の11　法第44条第7項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

（１）当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（２）当該役員の使用人

（３）当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

（４）前2号に掲げる者の配偶者

（５）第1号から第3号までに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

（６）当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

（７）当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

（８）他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

（９）第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

【評議員】社会福祉法施行規則

（評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者）

第2条の7　法第40条第4項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者

は、次に掲げる者とする。

（１）当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（２）当該評議員の使用人

（３）当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

（４）前2号に掲げる者の配偶者

（５）第1号から第3号までに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

（６）当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

（７）他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

（８）次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

　　イ　国の機関

　　ロ　地方公共団体

　　ハ　独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

　　ニ　国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

　　ホ　地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

　　ヘ　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第2条の8　法第40条第5項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、

次に掲げる者とする。

（１）当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（２）当該役員の使用人

（３）当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

（４）前2号に掲げる者の配偶者

（５）第1号から第3号までに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

（６）当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

（７）他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）